

事 業 委 員 会

平成 2 1 年 6 月 5 日 (金)

事業委員会

日 時 平成21年6月5日(金)午前10時00分開会 - 午前10時16分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 反保委員長、田代副委員長、鍛冶、奥野、岡本、辻下(正)、小川
谷本議長、川端監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 中原、和田、辻下(文)、竹内

出席理事者 石田町長、松永事業部長兼直轄理事、西活力創造課長、矢部活力創造課参事、
家永事業部事業課長、梶本事業部産業振興課長、末原上下水道部長、
吉田上下水道部上下水道総務課長、木下上下水道部上下水道整備課長、
早野上下水道部上下水道整備課長代理、大野上下水道総務課主幹

欠席理事者 なし

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから、事業委員会を開会します。

本日の出席委員は7名全員出席です。理事者につきましても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。これより事業委員会を開きます。

なお、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくをお願いします。

6月3日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第53号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

梶本事業部産業振興課長 平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)のうち、当委員会に付託されました案件についてご説明いたします。委員会資料1ページをご参照ください。

歳入ですが、府支出金、商工費補助金、ふるさと雇用再生特別交付金として275万8,000円を補正するものです。

内容につきましては、国の緊急経済対策事業として、地域における継続的な雇用機会の創出を図るために実施する、ふるさと雇用再生特別基金事業に充当するものでございます。

次に、委託金、商工費委託金、道の駅管理委託金として47万7,000円を補正するものです。

内容につきましては、大阪府からの受託事業として、道の駅管理業務の委託金額が確定したことにより、増額補正するものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、合計323万5,000円の増額補正を行うものです。

続きまして、2ページをご参照ください。

歳出ですが、商工費、商工総務費、特産品開発改良事業委託料としまして275万8,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳入で説明させていただきましたふるさと雇用再生特別基金を活用して、岬町でとれる農産物や海産物を特産品として、開発や改良事業を岬町商工会に委託するものでございます。

次に、観光費、道の駅管理委託料としまして47万7,000円を補正するものです。

内容につきましては、大阪府から受託しております道の駅管理委託業務に係る浄化槽が竣工し、道の駅施設がすべて完了したことにより、管理委託料が確定しましたので、補正するものでございます。

西活力創造課長 続きまして、土木費、都市計画費、都市計画総務費、第二阪和国道建設促進費として69万円を増額補正するものです。

内容につきましては、孝子地区の住民12名を原告とし、岬町を被告とする第二阪和国道に関連する損害賠償請求事件の応訴に当たり、訴訟代理人として弁護士委託するために必要となる着手費用について計上するものでございます。

損害賠償請求事件の応訴について説明をさせていただきます。資料の3ページをごらんください。

1、経緯ですが、平成21年5月21日に大阪地方裁判所堺支部から孝子地区の住民12名を原告とし、岬町を被告とする損害賠償請求事件の訴状と、口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状が送達されました。

なお、第1回口頭弁論期日は平成21年7月7日、答弁書提出期限は平成21年6月30日と指定されております。

2、請求の趣旨ですが、被告、岬町は原告らに対し、金100万円宛支払え。訴訟費用は、被告の負担とする。仮執行宣言となっております。

3、請求の原因は、4ページをごらんください。

第2、請求の原因ですが、1、原告らは、ふるさと孝子を守る会の会員と第二阪和国道延伸に関し、岬町の環境保全の観点から、岬町のルートについて関係住民の意見を尊重し、最適なルート決定を求めて活動している者である。

2、被告は、訴外中出春次が町長時代の平成11年3月27日、第二阪和国道延伸ルート変更統一委員会との合意書締結前に、合意に向けての町長の基本的な考え方が朗読され、昭和62年12月に第二阪和国道延伸ルート変更署名に対し、町独自の判断として筆跡や押印の確認に対する謝罪、岬町都市計画審議会の運営に対する透明性の確保、町民に長きにわたってつらい思いをさせたことへの反省がなされ、計画区間については、岬町

における状況の変化とまちづくりとの観点から変更が可能であること、新総合計画の策定に引き続き、住民参加のもとで検討を行うことが合意された。

3、被告は、第二阪和国道延伸は、あくまで陳情道路であることからして、町としてのルート案を要望してきた事実はありませんと岬町全住民に説明していながら、昭和60年6月27日付で大阪府に提出された要望書では、岬町の希望ルートを要望しており、昭和63年2月19日に開催された大阪府都市計画審議会では、岬町では議事を挙げて、この問題はいろいろ意見が出ましたが、最終的には満場一致で、これよりないという結論に踏み切っておりますと答弁しており、上記反省文、合意書とは内容を全く異にしており、被告は原告らの都市計画審議会の再三の開催要求を無視した。

4、原告らは、被告の言行不一致の態度に約20年間翻弄され、第二阪和国道延伸ルート変更にかけた行動を無視され、多大な精神的苦痛を受けたもので、その慰謝料は1人100万円を下らない。

5、よって、原告らは被告に対し、国家賠償法第1条1項に基づき、100万円宛の支払いを求めるとするものです。

資料の3ページに戻り、4、対応ですが、原告の請求には応じることができないので、本件訴訟について応訴することといたします。

なお、応訴については法的な専門知識が必要であるため、次の弁護士を訴訟代理人として選任いたします。

住所、和歌山市三木町南ノ町18番地 ライオンズマンション和歌山三木町202号。
名称、中迫広法律事務所、弁護士、中迫 広。

なお、報告案件としてこの後、報告をさせていただきますが、第二阪和国道に関連して孝子地区住民8名を原告とし、岬町を被告とする都市計画決定取消請求事件の訴状と、口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状が別途、送達されております。

本件については、答弁書提出期限が平成21年6月の11日、口頭弁論期日が平成21年6月18日と指定されており、弁護士委託料を6月補正予算で対応することができないため、予備費で対応をいたしました。

資料の2ページに戻り、以上、当委員会付託分といたしまして392万5,000円の増額補正を行うものでございます。

反保委員長 ありがとうございました。

それでは、質疑はございませんか。

奥野委員 2点お聞きします。

まず、特産品の開発改良事業委託料275万8,000円という府からの予算がついていますが、具体的に、これからどんな形の委託方法を考えておられるのかお教えいただきたいのと、最後の二国の裁判の件ですけれども、2件とも同じ弁護士さんなんですけれども、個人的に私もよく存じている弁護士さんなんですけれども、以前、南海の訴訟のときには大阪のほうの弁護士であったように思いますが、これは顧問弁護士でないということになるかと思いますが、どうしてその中迫先生を選ばれたのか、その2点についてお願いいたします。

梶本事業部産業振興課長 委託事業の具体的な内容についてご説明させていただきます。

本委託につきましては、岬町商工会へ委託業務として業務を発注する予定でございます。

内容につきましては、地域特産品などの開発、PRや販路の開拓ですね、そういう拡大を新規雇用に担わせて、農商工連携により地域産業全体を振興するための事業ということで、商工会では土産の開発や改良ということで今現在、岬団子や大豆おこわ、竹でつくったお絞りなどを地域の特産として改良に取り組んでおりますので、こういう事業について委託を行うというふうに考えております。

西活力創造課長 今回、中迫弁護士に委託する理由でございますが、中迫弁護士は和歌山弁護士会の会長や日本弁護士連合会常務理事を歴任され、和歌山県公害審査会委員や和歌山市教育委員に就任されており、過去に住民から行政に提訴された損害賠償請求事件訴訟など、行政事件訴訟の行政側の訴訟代理人としての実績を有されております。

和歌山市に事務所を構えていることから、第二阪和国道や岬町の状況をよく知られており、相談等の移動時間が少なく済むこと、また原告側が以前に別途提起いたしました第二阪和国道に関連した損害賠償請求事件の被告の訴訟代理人となり、原告から請求放棄を得たことから、訴訟の経過や相手の主張も熟知しており、今回、訴訟代理人としてお願いしたものでございます。

反保委員長 ありがとうございます。

奥野委員 もう一度、二国の確認をしますけれども、南海の訴訟の代理人の弁護士さんは、別に町としての顧問契約という形ではないという、それをちょっと確認します。

西活力創造課長 町は、大阪府町村会が法律顧問委託をいたしております法律事務所に対しまして、町村会のメンバーとして法律問題の相談を行っておりますが、町として直接の顧問契約は締結しておらず、負担金を町村会に対してお支払いをいたしております。

反保委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第53号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第53号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第58号「新たに生じた土地の確認の件」と議案第59号「町の区域の変更の件」の2件を一括議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 議案第58号と議案第59号の2件については、一括議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なければ、この2件についての質疑を終わります。

続いて、議案第58号「新たに生じた土地の確認の件」について討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。

議案第58号「新たに生じた土地の確認の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第58号は、本委員会において可決されました。

議案第59号「町の区域の変更の件」について討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。

議案第59号「町の区域の変更の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第59号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件につきましては、すべて議了しました。

本日の審議経過及び結果につきましては、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方、ご協力をお願いします。

これで、事業委員会を閉会します。

(午前10時16分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年6月5日

岬町議会

委 員 長 反 保 多 喜 男